明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（厚生労働六一）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一四一）　二
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働一四一）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一〇三六～一〇五四）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通五八七、五八八）　六
○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（防衛一四一）　七
○道路に関する件（東北地方整備局四二）　七
○那珂川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（関東地方整備局六二）　七
○浄化槽の型式の認定を更新した件（北陸地方整備局一〇）　七

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕
内閣　金融庁　財務省　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
官庁事項
登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一〇
登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、司法書士懲戒処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　二

省令

○厚生労働省令第六十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　この省令は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二第二項の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定めるものとする。	（趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一　法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十条（第四項を除く。）及び附則第二条の規定による基準 二　法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの
2・3　（略）	2・3　（略）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。